（運営規程）

第十三条の二　経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ａ型を提供する場合には、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一　事業の目的及び運営の方針
二　従業者の職種、員数及び職務の内容
三　営業日及び営業時間
四　利用定員
五　提供する就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
六　提供する就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第八条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
七　通常の事業の実施地域
八　サービスの利用に当たっての留意事項
九　緊急時等における対応方法
十　非常災害対策
十一　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
十二　虐待の防止のための措置に関する事項
十三　その他運営に関する重要事項

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第十三条の三　経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ａ型を提供する場合には、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該経過的指定障害者支援施設等の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（新設）

（経過的指定障害者支援施設等に関する読替え）

第十四条　経過的指定障害者支援施設等について第十一条、第十九条及び第二十七条の規定を適用する場合においては、第十一条第一項、第十九条第三項第二号及び第二十七条第二項中「又は就労継続支援Ｂ型」とあるのは、「、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型」とする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第九章　（略） 第十章　雑則（第九十二条） 附則	目次 第一章～第九章　（略） 附則
第十章　雑則	（新設）
（電磁的記録等）	
第九十二条　障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
2　障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの	

（経過的指定障害者支援施設等に関する読替え）

第十四条　経過的指定障害者支援施設等について第十一条、第十九条、第二十七条及び第二十八条の規定を適用する場合においては、第十一条第一項、第十九条第三項第二号及び第二十七条第二項中「又は就労移行支援」とあるのは、「、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型」と、第二十八条中「又は就労移行支援」とあるのは、「、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型」とする。